

練馬区立保育所運營業務委託事業者選定委員会設置要綱

平成 25 年 2 月 8 日
24 練教こ保第 10139 号

(設置)

第 1 条 練馬区が設置する区立保育所（以下「保育所」という。）を運營業務委託するに当たり、その事業者を適正に選定するため、練馬区立保育所運營業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 選定委員会の所掌事項はつぎのとおりとする。

- (1) 保育所の運營業務委託を行う事業者の選定に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 選定委員会は、つぎに掲げる職にある者につき、教育長が任命または委嘱する委員をもって組織する。

- (1) こども家庭部長
- (2) 保育課長
- (3) 練馬区立保育園園長経験者 1 名
- (4) 学識経験者 2 名
- (5) 有識者 2 名

2 選定委員会の委員長は、こども家庭部長とする。

3 選定委員会の副委員長は、保育課長とする。

(運営)

第 4 条 委員長は、必要に応じて選定委員会を招集し、会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(現地調査部会の設置および構成)

第 6 条 選定委員会の所掌事項を調査するために、現地調査部会（以下「調査部会」という。）を置く。

2 調査部会は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(選定委員会および調査部会の非公開)

第 7 条 選定委員会および調査部会の議事は非公開とする。ただし、応募事業

者のプレゼンテーションは、該当保育所の保護者の参観を可とする。

(守秘義務)

第8条 選定委員会および調査部会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らし
てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(選定委員会の選定結果の報告)

第9条 選定委員会の選定結果は、委員長が教育長に報告する。

(情報の公開)

第10条 選定委員会の資料は、練馬区情報公開条例（平成13年10月条例第61
号）の定めるところにより、公開する。

(庶務)

第11条 選定委員会および調査部会の庶務は、こども家庭部保育計画調整課に
おいて処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、
委員長が別に定める。

別表1（第6条関係）

| |
|------------------|
| 保育課支援調整係長および次席 |
| 保育課栄養指導担当係長および次席 |
| 保育課看護指導担当係長および次席 |
| その他委員長が任命する者 |

付 則

この要綱は、平成25年2月8日から施行する。